

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第六十八条及び第八十一条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月九日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四百十条中「若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」を「義務教育学校、高等学校又は中等教育学校」に、「」及び「を」に、第八十三条及び第八十四条（第八十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに「」に改める。

第四百十一条中「当該小学校、中学校、義務教育学校」の下に「高等学校」を加え、「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部」を「高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部」に、「若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」を「義務教

育学校、高等学校又は中等教育学校」に改める。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。